●香川県告示第85号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成24年5月1日から施行する。ただし、平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCn、Cno及びCniの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成24年2月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号ヌに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

防止法第2条第6項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に瀬	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
	戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「特別措置	
	法」という。)第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防	
	止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置	·
	され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げ	
	るものを除く。)	·
2	平成14年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による	Ln= (Cni·Qni
	許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされ	+Cno · Qno
	た特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地	$\times 10^{-3}$
	域内事業場(工場又は事業場で、同日以後特別措置法第5条若しくは	,
	第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規	
	定による届出がされた特定施設の設置又は特定施設の構造等の変更に	
	より新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後特	
	別措置法第5条の規定による許可の申請又は防止法第5条の規定によ	
	る届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事	·
	業場	

備考

この表に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- Cn 別表第3欄(1)に掲げる窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Qn 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
- Cni 別表第3欄(2)に掲げる窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)

- Cno Cnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Qni 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)
- Qno 特定排出水の量(Qniを除く。) (単位 1日につき立方メートル)

別 表

		窒素含有量		
整理	業種その他の区分	「単位 1リットル		備考
番号		につきミ	リグラム	
		(1)	(2)	
2	畜産農業	130	70	
3	天然ガス鉱業	150	70	
4	非金属鉱業	25	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工	60	10	
	品製造業			
6	乳製品製造業	30	10	
. 7	畜産食料品製造業(前2項に掲げ	40	10	
	るものを除く。)			
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
.11	水産練製品製造業(前項に掲げる	45	10	
	ものを除く。)			
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	55	10	
14	水産食料品製造業(整理番号8の	55	10	
	項から前項までに掲げるものを除			
	き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を			
	含む。)			
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食	30	10	
	料品製造業			
16	野菜漬物製造業	30	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造	20	10	
	業	4		

24	小麦粉製造業	25	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	20	10	
. 27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	30	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の	20	10	
	項から前項までに掲げるものを除			
	<.)			
30	植物油脂製造業	30	10	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の	20	17	
	酵母剤製造業			
34	穀類でんぷん製造業	20	10	
35	めん類製造業	30	10	**************************************
37	豆腐・油揚製造業	40	10	
38	あん類製造業	30	10	
39	冷凍調理食品製造業	40	10	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の	20	10	
-	製造に係るもの		7	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	-
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	30	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	30	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	30	10	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。	20	10	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げ	20	10	
	るもの及び衣服その他の繊維製品		·	
	に係るものを除く。以下同じ。)			
	で整毛工程に係るもの			
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工	20	10	
	程(のり抜き、精練漂白、シルケ			
	ット加工その他の染色整理工程に			
	付帯して行われる加工処理工程(

1		1	I .	1 ·
	以下「染色整理工程付帯加工処理		1	
	工程」という。)を含む。)に係	,		
	るもの	-		
5		40	30	綿織物捺染工程にあって
-	(染色整理工程付帯加工処理工程			は、第3欄の値は、それ
	を含む。)に係るもの(前項に掲			ぞれ同欄の順序に従い、
	げるものを除く。)			60、10とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工	20	10	
	程(染色整理工程付帯加工処理工			
	程を含む。)に係るもの			
6	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理	40	30	
	工程(染色整理工程付帯加工処理			
	工程を含む。)に係るもの			
62	繊維工業でニット・レース染色整	30	25	
	理工程(染色整理工程付帯加工処			
	理工程を含む。) に係るもの			
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程	20	10	
	(染色整理工程付帯加工処理工程			
	を含む。)に係るもの			
64	繊維工業で不織布製造工程に係る	20	10	
	もの			
65	繊維工業でフェルト製造工程に係	20	10	
	るもの			
66	繊維工業で上塗りした織物及び防	20	10	
	水した織物製造工程に係るもの			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工	20	10	
	程に係るもの			
68	繊維工業(整理番号55の項から前	20	10	
	項までに掲げるものを除く。)		,	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む)	30	10	-
	又はパーティクルボード製造業			
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	
	紙製造業で溶解パルプ製造工程に			
	係るもの			
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	
-	紙製造業でサルファイトパルプ製			
	造工程に係るもの			
78		20	10	
1		20	10	

1 .	 紙製造業でグランドパルプ製造工			
	程、リファイナーグランドパルプ			
	様、 リファイナークランドハルノ 製造工程又はサーモメカニカルパ			
70	ルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	
	紙製造業で未さらしケミグランド			
	パルプ製造工程又は未さらしセミ			
	ケミカルパルプ製造工程に係るも			
	の(次項に掲げるものを除く。)			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	
	紙製造業でさらしケミグランドパ			
	ルプ製造工程(前工程の未さらし		. *	
	ケミグランドパルプ製造工程を含	*		
	む。)又はさらしセミケミカルパ			
-	ルプ製造工程(前工程の未さらし			
	セミケミカルパルプ製造工程を含			
	む。)に係るもの			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	
	紙製造業で未さらしクラフトパル			
	プ製造工程に係るもの(次項に掲			
	げるものを除く。)			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	
	紙製造業でさらしクラフトパルプ			
	製造工程(前工程の未さらしクラ		4	
	フトパルプ製造工程を含む。)に	-		
	係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	30	10	
	紙製造業で古紙を原料とするパル			
	プ製造工程に係るもの(次項に掲			
	げるものを除く。)		-	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	
	紙製造業で古紙を原料とし脱イン	•		
	キ又は漂白を行うパルプ製造工程			
	(前工程の離解工程を含む。)に			
	係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	30	10	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	紙製造業で木材又は古紙以外のも	,		
	のを原料とするパルプ製造工程に		4	
	係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	
1 "	THAT THE TOTAL TOTAL	20	10	.

	紙製造業でグランドパルプ、リフ		,	
	ァイナーグランドパルプ又はサー			
	モメカニカルパルプを主原料とす			
	る洋紙製造工程(前工程のグラン			
	ドパルプ、リファイナーグランド			
	パルプ又はサーモメカニカルパル			
	プ製造工程を有するものに限る。))		
	に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	
	紙製造業で洋紙製造工程に係るも	·	• .	
	の(前項に掲げるものを除く。)			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	
	紙製造業で板紙製造工程に係るも			
	0			
89	機械すき和紙製造業	30	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるもの	30	10	
	を除く。)			,
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加	30	10	
	工品製造業(整理番号76の項から			
	前項までに掲げるものを除く。)			
100	印刷業(新聞その他の出版物を印	20	10	
	刷するものを含む。)			
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1)アンモニア製造工程
				にあっては、第3欄の
				値は、それぞれ同欄の
				順序に従い、40、30と
			·	する。
				(2)アンモニア誘導品製
				造工程にあっては、第
				3欄の値は、それぞれ
				同欄の順序に従い、
				200、200とする。
		-		(3) 尿素製造工程にあっ
		ı	l	

				ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		従い、1,500、1,200
				とする。
103	複合肥料製造業	15	10	C 9 30
103	化学肥料製造業(前2項に掲げる	15	10	
104	ものを除く。)	10	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	プログラス 100	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	黄鉛顔料製造工程にあっ
101		. 00	40	ては、第3欄の値は、そ
				れぞれ同欄の順序に従い、
				700、600とする。
108	無機化学工業製品製造業(整理番	50	40	(1)バナジウム化合物製
100	号105の項から前項までに掲げる	00	40	造工程(塩析工程を有
	ものを除く。)		,	するものに限る。)に
	0 12 C1/4 (0)			あっては、第3欄の値
				は、それぞれ同欄の順
				序に従い、6,000、
·				6,000とする。
				(2)酸化コバルト製造工
		•		程にあっては、第3欄
,				の値は、それぞれ同欄
				の順序に従い、750、
			·	750とする。
				(3)モリブデン化合物製
				造工程(塩析工程を有
		- 		するものに限る。)に
				あっては、第3欄の値
				は、それぞれ同欄の順
			,	序に従い、6,000、
				6,000とする。
				(4)イットリウム酸化物
		,		製造工程にあっては、
				第3欄の値は、それぞ
				れ同欄の順序に従い、
-				150、150とする。
				(5)酸化銀製造工程にあ
				っては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
. '		ı		

,	I		ř.	
				従い、210、210とす
				る。
	,	, ·		(6)酸化ジルコニウム製
				造工程にあっては、第
				3欄の(1)値は、60と
				する。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪	15	10	窒素又はその化合物を原
	族系中間物製造工程に係るもの			料として使用するものに
		:	. '	あっては、第3欄の値は、
	,			それぞれ同欄の順序に従
				い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式	15	10	窒素又はその化合物を原
	中間物・合成染料・有機顔料製造	•		料として使用するものに
	工程に係るもの	•		 あっては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に従
				い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラ	15	10	
	スチック製造工程に係るもの			
112	石油化学系基礎製品製造業で合成	15	10	窒素又はその化合物を原
	ゴム製造工程に係るもの			料又は乳化助剤として使
				用するものにあっては、
				第3欄の値は、それぞれ
				同欄の順序に従い、50、
				40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機	15	10	窒素又はその化合物を原
	化学工業製品製造工程(脂肪族系			料として使用するものに
1	中間物製造工程、環式中間物・合			あっては、第3欄の値は、
	成染料・有機顔料製造工程、プラ			それぞれ同欄の順序に従
	スチック製造工程及び合成ゴム製			い、20、15とする。
	造工程を除く。)に係るもの			
114	石油化学系基礎製品製造業(整理	15	10	
	番号109の項から前項までに掲げ	*		
	るものを除く。)			
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1)窒素又はその化合物
				を原料として使用する
				ものにあっては、第3
				欄の値は、それぞれ同
				欄の順序に従い、50、
				40とする。
				(2)青酸誘導品含有排水
1 1		ا		

				を排出する工程にあっ・
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、500、500とす
				る。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コールタール製品製造業	1, 000	1, 000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料	60	10	窒素又はその化合物を原
*	製造業			料として使用するものに
				あっては、第3欄の(2)
				の値は、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原
				料又は乳化助剤として使
				用するものにあっては、
				第3欄の値は、それぞれ
			·	同欄の順序に従い、50、
				40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原
			·	料又は乳化助剤として使
				用するものにあっては、
				第3欄の値は、それぞれ
				同欄の順序に従い、50、
	·			40とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番	60	10	(1)窒素又はその化合物
	号109の項から前項までに掲げる			を原料として使用する
	ものを除く。)			ものにあっては、第3
				欄の値は、それぞれ同
		·		欄の順序に従い、20、
	·			15とする。
				(2)イソシアヌル酸及び
				その誘導品製造工程に
		·	•	あっては、第3欄の値
				は、それぞれ同欄の順
,			·	序に従い、20、15とす
				る。
				(3)メラミン製造工程に
				あっては、第3欄の値
				は、それぞれ同欄の順
				序に従い、1,500、
1		ı	Į.	

1		1		* 1 · · ·
				1,500とする。
	the second secon			(4)化学発泡剤製造工程
				(尿素を原料として使
				用するものに限る。)
				にあっては、第3欄の
				(1)の値は、15とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のう	. 15	10	
	ちレーヨンの製造に係るもの			
124	レーヨン・アセテート製造業のう	15	10	
	ちアセテートの製造に係るもの			
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原
		4.		料として使用するものに
				あっては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に従
			4.	い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造	15	10	· .
	業			
127	石けん・合成洗剤製造業	55	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げる	15	10	
	ものを除く。)			
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程(窒
				素又はその化合物を原料
				として使用するものに限
				る。)にあっては、第3
				欄の値は、それぞれ同欄
				の順序に従い、25、20と
				する。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	25	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業(前項に掲げるものを	15	10	
	除く。)			
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調	15	10	
	整品製造業			

142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造	15	10	
	業	10	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業(整理番号102の項から	15	10	
	前項までに掲げるものを除く。)			
147	石油精製業	30	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるもの	20	10	
	を除く。)			
149	コークス製造業	900	800	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型	20	10	
	型洗浄工程に係るもの			
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げる	30	10	
	ものを除く。)			
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造	20	10	
	業			
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製	20	10	
-	造業			
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・	20	10	
	同製品製造業			
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項	20	10	
	に掲げるものを除く。)			
164	ガラス・同製品製造業(整理番号	20	10	
	156の項から前項までに掲げるも			
	のを除く。)	•		X .
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲	20	10	
	げるものを除く。)			
168	黒鉛電極製造業	20	10	

169	_ 砕石製造業	20	1	10	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20		10	
172	うわ薬製造業	20		10	
173	高炉による製鉄業	15		10	 (1)コークス製造工程に
				10	あっては、第3欄の値
					は、それぞれの順序に
					従い、600、400とす
		·			る。
			:		~。 (2)ステンレス硝酸酸洗
					工程を有するものにあ
					っては、第3欄の値は、
					それぞれ同欄の順序に
					だい、55、40とする。
175	 フェロアロイ製造業	15		10	100 40 C 9 30
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲	15	_	10	
110	げるものを除く。)	10		10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転	25		10	ステンレス硝酸酸洗工程
110	炉を含む。) 又は電気炉(単独電	20		10	を有するものにあっては、
	^/ と日3。/ \は電メル゙ (千点電 気炉を含む。) によるものに限る。				第3欄の値は、それぞれ
	XW CEO. / Cas Ov/Cpx o.				一
					40とする。
179	 熱間圧延業(整理番号182の項及	15		10	400900
110	び同183の項に掲げるものを除く。			10	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及	55	1	10	
100	び同183の項に掲げるものを除く。			10	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15		10	ステンレス硝酸酸洗工程
182	鋼管製造業	15		10	を有するものにあっては、
183	伸鉄業	15	+	10	第3欄の値は、それぞれ
184	磨棒鋼製造業	15	+	10	
185	引抜鋼管製造業	15	+	10	40とする。
186	伸線業	15		10	10 () () ()
187	ブリキ製造業	15		10	
188	亚鉛鉄板製造業	15		10	
189	めっき鋼管製造業	15		10	<u> </u>
190	めっき鉄鋼線製造業	15		10	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号)	15		10	ステンレス硝酸酸洗工程
101	187の項から前項までに掲げるも	10		10	を有するものにあっては、
	のを除く。)				第3欄の値は、それぞれ
	~ン ⊆ P/N \ o /				房3欄の順序に従い、55、
					40とする。

192	- 鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194		15	10	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番	15	10	
	 号197の項に掲げるものを除く。)			
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	`
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程
	項までに掲げるものを除く。)			を有するものにあっては、
				第3欄の値は、それぞれ
				同欄の順序に従い、55、
			*	40とする。
200	非鉄金属製造業	60	10	
201	電気めっき業	30	10	窒素又はその化合物によ
				る表面処理施設を設置す
			,	るものにあっては、第3
				欄の値は、それぞれ同欄
				の順序に従い、60、50と
				する。
202	金属製品製造業(前項に掲げるも	40	10	(1)溶融めっき工程(窒
	のを除く。)			素又はその化合物によ
				る表面処理施設を設置
		•		するものに限る。)に
				あっては、第3欄の値
				は、それぞれ同欄の順
				序に従い、60、50とす
				る。
				(2)アルマイト加工工程
				(窒素又はその化合物
				による表面処理施設を
				設置するものに限る。)
				にあっては、第3欄の
				値は、それぞれ同欄の
				順序に従い、60、50と
200	OR DALL STORE THE WAS A STORE STORE			する。
203	一般機械器具製造業	35	10	ステンレス硝酸酸洗工程
.				を有するものにあっては、
				第3欄の(1)の値は、20
				とする。

204	電子回路製造業		20	ļ	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製		30		10	(1)民生用電気機械器具
	 造業(前項に掲げるものを除く。)、					製造工程(窒素又はそ
1	電気機械器具製造業又は情報通信			,		の化合物による表面処
	機械器具製造業					理施設を設置するもの
	,					に限る。)にあっては、
						第3欄の(2)の値は、
						20とする。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					(2)半導体素子製造工程
						にあっては、第3欄の
					-	(2)の値は、20とする。
206	輸送用機械器具製造業		20		10	自動車・同付属品製造工
						程(窒素又はその化合物
	·					による表面処理施設を設
						置するものに限る。)に
						あっては、第3欄の値は、
						それぞれ同欄の順序に従
		1.				い、25、20とする。
207	精密機械器具製造業		20		10	時計・同部分品製造工程
					-	(時計側を除く。)にあ
						っては、第3欄の(1)の
						値は、30とする。
208	ガス製造工場		20		10	
209	下水道業		25		20	(1)標準活性汚泥法その
1 !						ルフかさ 1. 国和庫ファブ
						他これらと同程度に下
						他とれらと同程度に下水中の窒素を除去でき
						水中の窒素を除去でき
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水 中の窒素を除去できる
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる 方法により下水を処理
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる 方法により下水を処理するもの(高濃度の窒
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理す
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあ
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。(2)高濃度の窒素を含有
						水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。(2)高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け

				は、それぞれ同欄の順
				序に従い、30、25とす
				る。
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29	35	15	
	年法律第160号)第6条に規定す			
	る施設をいう。)			
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	35	15	
213	飲食店	60	15	
214	宿泊業	60	45	
215	リネンサプライ業	35	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。	35	15	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。	35	15	
219	自動車整備業	25	15	
220	病院	60	15	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(40	25	第2欄に規定する表又は
	昭和25年政令第338号)第32条第			建築基準法施行令第32条
	1項の表に規定する算定方法によ		٧	第3項第2号に規定する
	り算定した処理対象人員が501人			技術上の基準を満たす構
	以上のものに限る。)			造のし尿浄化槽より高度
				にし尿を処理することが
	; ·		,	できる方法によりし尿を
				処理するものにあっては、
			,*	第3欄の値は、それぞれ
	·			同欄の順序に従い、25、
		·		20とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第	40	30	第2欄に規定する表又は
	32条第1項の表に規定する算定方			建築基準法施行令第32条
	法により算定した処理対象人員が	,		第3項第2号に規定する
	201人以上500人以下のものに限			技術上の基準を満たす構
	る。) ¹			造のし尿浄化槽より高度
				にし尿を処理することが
				できる方法によりし尿を
				処理するものにあっては、
				第3欄の値は、それぞれ
			į	同欄の順序に従い、30、
		·		20とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るも	60	10	嫌気性消化法、好気性消
	のを除く。)			化法、湿式酸化法又は活
				性汚泥法に凝集処理法を
1 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	.	

. \				加えた方法より高度にし尿を処理することができ
		, i		る方法によりし尿を処理
:				するものにあっては、第
				3欄の(1)の値は、20と
				する。
224	ごみ処理業	25	15	
225	廃油処理業	25	15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げる	50	20	
	ものを除く。)			,
227	死亡獣畜取扱業	25	15	
. 228	と畜場	60	15	
229	中央卸売市場	25	15	
230	地方卸売市場	25	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施	35	15	
	行規則(昭和46年総理府・通商産	·		
	業省令第2号)第1条の2各号に	· .		
	掲げるものをいう。)	·		
232	整理番号2の項から前項までに分	60	60	
	類されないもの			